

今治市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、今治市内で不登校となっている児童及び生徒（以下この条において「不登校児童生徒」という。）が学校以外の場で教育を受けることができる機会を確保することにより、継続した学習環境の提供等を行うことで、社会的自立を図りながら早期かつ円滑に学校生活への復帰を支援することを目的に、当該不登校児童生徒の保護者等に対し、今治市フリースクール利用児童生徒支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、今治市内の小学校又は中学校（以下「学校」という。）に在籍し、かつ、今治市に住民基本台帳の住所を有する者をいう。
- (2) 保護者等 親権者、未成年後見人その他児童生徒と現に生計を一にし、又はその監護を行う者をいう。
- (3) 不登校児童生徒 第1号に規定する者であって、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する者をいう。
- (4) フリースクール 不登校児童生徒に対し、学習活動、体験活動、教育相談などの支援を行っている民間施設をいう。
- (5) 選定施設 フリースクールであって、今治市教育委員会の長が選定した不登校児童生徒を支援するための施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、児童生徒の保護者等であって、次に掲げる各号の規定をすべて満たす者とする。

- (1) 第5条の交付申請の日から1年前の期間内に概ね30日以上、在籍する学校（以下「在籍学校」という。）に登校していない不登校児童生徒の保護者等である者
- (2) 選定施設に原則週1回以上通所する不登校児童生徒の保護者等である者
- (3) 選定施設における不登校児童生徒の状況等に関する情報について、選定施設が在籍学校の長及び今治市教育委員会の長に対し、情報提供することを承諾する者
- (4) 市税の滞納がない者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員でない者

(6) 補助対象経費について、当該補助金に類するその他の公的補助を受けていない者
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、不登校児童生徒1人につき、別表第1に掲げる補助対象経費に同表の補助率を乗じて得た額とし、同表補助限度額の欄に定める額を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、月の途中に選定施設の利用を開始し、又は利用を終了したときは、当該利用を開始した日又は利用を終了した日の属する月に係る補助金の額は、同月における利用日数に当該月の日数を除して、別表第1に掲げる補助限度額を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を上限とする。

3 前2項の補助は、今治市の予算の範囲内において行う。
(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、今治市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書（別記様式第1号）を在籍学校の長を通じて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定において、交付申請者は、申請の際、在籍学校の長に対し、利用するフリースクールの施設について報告し、在籍学校の長の確認を受けなければならない。

3 在籍学校の長は、報告のあったフリースクールについて、選定施設の確認を行うものとする。
(対象者の認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査のうえ、補助対象者としての認否を決定するものとする。この場合において、市長は、今治市教育委員会の長及び不登校児童生徒の在籍学校の長の意見を聴取することができる。

2 市長は、前項の規定により補助対象者として認定すると決定したときは、今治市フリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定決定通知書（別記様式第2号）を交付申請者に対し通知する。

3 市長は、補助対象者として認定しないことと決定したときは、今治市フリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定却下通知書（別記様式第3号）を交付申請者に対し通知する。

(変更交付申請)

第7条 前条第2項の認定決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、認定決定を受けた申請内容を変更しようとするときは、今治市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に変更した内容を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請の提出があったときは、その内容を審査し、変更された今治市フリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定決定通知書（別記様式第2号）により、その結果を交付対象者に通知するものとする。

（情報提供）

第8条 市長は、第6条第2項及び第7条第2項の規定により交付対象者として認定決定を行ったときは、認定決定された不登校児童生徒が利用する選定施設に対し、当該交付対象者の認定決定を行った旨の情報等の提供を行うものとする。

2 市長、今治市教育委員会の長、在籍学校の長及び選定施設は、今治市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に基づく交付対象者の同意により、この要綱に基づく交付事務の円滑かつ適正な事務の実施及び不登校児童生徒に対する連携した支援を行うために必要な情報を相互に共有するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、別表第2に掲げる補助対象経費の区分に基づき、四半期ごとに提出期限を設けた上で、当該補助金を交付するものとする。

（実績報告及び補助金の請求）

第10条 交付対象者は、月ごとの補助対象経費に係る補助金について、別表第2に掲げる補助対象経費の区分を同表の提出期限までに今治市フリースクール利用児童生徒支援補助金実績報告書兼請求書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 該当月のフリースクール利用実績が確認できる書類（選定施設における活動日数、活動内容等がわかる書類）

（2） 該当月の補助対象経費の金額が確認できる書類（領収書の写し）

（3） その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定において、市長が補助金を交付すべきものと決定したときは、申請者が届け出た口座に補助金を振り込むことにより、当該補助金額の決定を通知したものとみなす。

3 補助金を不交付と決定したときは、補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付対象者が次の各号に該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付されている場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1） 偽りその他の不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき

（2） 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に反したとき

（3） その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
不登校児童生徒が選定施設を利用するにあたり保護者等が負担する通所費（交通費及び諸経費を除く。）に相当する経費（学校の授業日（出席しなければならない日）の通所に限る。）	1 月あたり補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	（1）1 月あたり 10,000 円を上限とする。 （2）補助対象者につき、1 会計年度において最大 12 か月分を上限とする。

別表第 2（第 9 条及び第 10 条関係）

補助対象経費の区分	提出期限
第 1 四半期分（4～6 月分）	7 月末日まで
第 2 四半期分（7～9 月分）	10 月末日まで
第 3 四半期分（10～12 月分）	1 月末日まで
第 4 四半期分（1～3 月分）	3 月末日まで

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住 所

名 前

電話番号

今治市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付申請書

表記の補助金に係る交付対象者として認定されるよう今治市フリースクール利用児童生徒支援
補助金交付要綱第 5 条の規定により下記のとおり申請します。

記

（フリガナ）	
児童生徒名	
学校・学年	今治市立 学校 第 学年 組
利用施設名	
当該施設を 選んだ理由	

学校記入欄

当該児童生徒が上記フリースクールを利用することを確認しました。

年 月 日 今治市立 学校長

印

○ 承諾書

表記の補助金に係る交付対象認定の認否決定に伴い、私の市税の納付状況の確認をするために
関係機関（今治市のみ）への照会を行うとともに、フリースクールでの児童生徒の様子等につい
て、フリースクールが在籍学校に情報提供することを承諾します。

年 月 日

保護者名

生年月日

年 月 日

第 号

年 月 日

様

今治市長

今治市フリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定決定通知書

年 月 日付けの交付対象認定申請について、今治市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり補助対象者として認定することに決定しましたので通知します。

記

（フリガナ）	
児童生徒名	
学校・学年	今治市立 学校 第 学年 組
利用施設名	

第 号

年 月 日

様

今治市長

今治市フリースクール利用児童生徒支援補助金対象者認定却下通知書

年 月 日付けの交付対象者認定申請について、今治市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により、下記のとおり却下することに決定しましたので通知します。

記

児童生徒名	
却下理由	

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住 所

名 前

電話番号

今治市フリースクール利用児童生徒支援補助金実績報告書（ 年 月～ 年 月分）

標記の補助金の実績報告について、今治市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり実績を報告し、請求します。

記

1 利用状況

（フリガナ）	
児童生徒名	
利用施設名	
通所費	出席日（全 回） 授業料全額 円

第 号
年 月 日

今治市フリースクール利用児童生徒支援補助金

不交付決定通知書

住所
氏名 様

今治市長

年 月 日付けで申請のあった今治市フリースクール利用児童生徒支援補助金について、不交付することに決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由

